

# 事業承継に係る経費の一部を助成します！

経営者の高齢化が進む中で中小企業の後継者不足は社会的な課題として認識されています。北九州市では、市内の中小企業が持つ優れた技術や経営資源を将来にわたって継続させ、雇用の場の確保などを図っていくことを目的に、事業承継計画の策定やM&Aに着手する際に必要な経費の一部を助成します。

## 【対象者】

中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者のうち、以下の全ての要件を満たすもの。

- (1) 北九州市内に本社及び事業所を有すること。
- (2) 事業承継等を行うにあたり、引き続き市内で事業を営む者であること。
- (3) 株式会社の場合にあっては、発行済の株式が中小企業者以外の会社により2分の1を超えて保有されていないこと。
- (4) 北九州市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 風俗営業等に該当する事業を行う者でないこと。
- (7) その他補助金を交付することが不適当と認める者でないこと。

## 【対象事業】

事業承継を目的に、税理士事務所、法律事務所、コンサルティング会社、金融機関など、事業承継及びM&Aに関する専門的な知識及び実績を有する専門事業者に委託して行う事業のうち、以下に掲げるもの。

- (1) 事業承継計画の策定等（親族内、従業員等承継）
- (2) M&Aの仲介委託等（第三者承継）※買い手側によるものは対象外

## 【交付要件】

- (1) 申請を行った日からその年度末までに終了（精算を含む）する事業であること。
- (2) 国及び関係団体などから同種の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みのないこと。
- (3) 助成金の交付は、年度を問わず1事業者につき1回までとする。

## 【対象経費】

事業区分	経費区分
事業承継計画の策定等	・課題分析（見える化）や経営改善（磨き上げ）等のコンサルティング委託料 ・株価など企業価値の算定委託料 ・相続税・遺産分割等の対策策定委託料 ・事業承継計画の策定委託料 など
M&Aの仲介委託等	・仲介委託料、マッチング登録料、着手金 など


※対象経費に係る以下の経費は除く。

- (1) 消費税・振込手数料。
- (2) 専門事業者に対する顧問料等。
- (3) 官公庁等の手続き及び書類作成、個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る費用。
- (4) M&Aの成立時に支払う成功報酬に係る費用。

【助成金額】 対象経費の2分の1、上限50万円（千円未満の端数切捨て）

## 【申請の方法】 **まずは、ご一報ください**

助成金の申請には、次の書類を提出してください。

- |  |   |   |
|--|---|---|
| ①交付申請書<br>②申請企業概要<br>③事業計画書<br>④経費明細書<br>⑤役員等名簿<br>⑥暴力団排除に関する誓約書 | } | ①～⑥の様式については、下記ホームページからダウンロードできます。<br>北九州市中小企業振興課<br><a href="https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700210.html">https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700210.html</a><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">北九州市事業承継助成金</div>  |
| ⑦株主名簿（持ち株比率のわかるもの）※様式は自由   |   |   |
| ⑧履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）  |   |   |
| ⑨市税の納税証明書（ <b>市税に滞納がないことの証明</b> 。※交付年月日が募集期間内のもの）                |   |   |
| ⑩直近2期の決算関係書類（勘定科目内訳書を含む）   |   |   |
| ⑪見積書の写し ※委託業務の内容がわかるもの   |   |   |
| ⑫その他市長が必要と認める書類  |   |   |

- 【募集期間】 第1次募集：令和4年4月1日（金）から4月28日（木）まで  
第2次募集：令和4年8月1日（月）から8月31日（水）まで  
第3次募集：令和4年12月1日（木）から12月28日（水）まで

## 【スケジュール】

募集期間	上記、第1次～第3次募集のとおり
書類審査	募集期間終了後、概ね1か月
交付決定	書類審査終了後、随時通知
交付確定	事業終了（ <u>支払を含め～3月31日</u> ）後、 <u>20日以内に報告書・精算書等提出</u> 、交付額確定後支払（精算払）

## 【審査基準】

- ・事業要件（対象者、対象事業、交付要件）や事業計画（実施目的、事業内容、経費内容等）の妥当性・的確性・必要性などをもとに、書類審査を行います。

## 【その他事項】

- ・M&Aに係る事業を行った助成事業者は、助成対象事業を完了した日の属する年度以降3年間、各年度のM&Aに係る取組状況について取組状況報告書の提出をお願いします。
- ・交付決定後、事業要件を満たさないことが判明したときや、虚偽の申請がなされた場合などには、助成金を返還いただく場合があります。
- ・採択された事業については、市の事業（啓発セミナー等）での事例紹介等への協力をお願いします。

### 【問合せ・申込み先】

北九州市産業経済局中小企業振興課 古賀(康)、木本  
〒804-0003北九州市戸畑区中原新町2番1号 北九州テクノセンタービル1階  
TEL:873-1433 FAX:873-1434